

第三章 日独伊三国条約の締結

一、同盟の主なる対象の変遷

「世界情勢の推移に伴う時局処理要綱」に基く具体的施策の最初にして且最大の発展は、日独伊三国条約の締結であつた。

先に述べた如く、日独樞軸強化の動きは、昭和十一年十一月の日独防共協定締結以来、軍部を始めとする朝野の底流として、根強く存在したのである。事実を於て、右防共協定は、その附屬秘密協定の内容よりして、一種の政治的結合を規定したものであつた。

而して、かかる動きを主として推進した勢力は、實に陸軍であつた。陸軍の傳統的使命は云う迄もなく北邊の守りを堅くするに在つて、これが爲に、独逸の力を利用してソ連を牽制することは、陸軍の最も希

望する所であつた。この點に關し、東西兩洋に於てソ連の強大化に直
面しつつある日獨兩國は、共通の利害關係に置かれていたのである。

支那事變突入後、このソ連牽制の必要は愈々増大すると共に、事變
の長期化に伴い、これが早期解決の爲には、米英に對する日本の國際
的地位を積極的に強化する必要が痛感せられたのである。事變遂行の
主役として自他共に任ずる陸軍に於て、特に然りであつた。更に南方
問題の解決乃至は東西兩洋に於ける新秩序建設構想の抬頭は、同盟締
結の氣運を著しく促進した。かくして、日獨同盟の主なる対象は、ソ
連より米國へと變つて行つたのである。

以下少しく、先に觸れたオ一次近衛内閣及平沼内閣時代に於ける防
共協定強化の史実を尋ねて見ると、オ一次近衛内閣は、昭和十三年七

0131

月十九日五相會議に於て「独逸に對しては、防共協定の精神を擴充してこれを對ソ軍事同盟に導き、伊太利に對しては、主として對英佛牽制に利用し得る如く秘密協定を締結する」と云う主旨を決定している。これに對し、独逸の主張は、終始ソ英佛を對象とする一本の軍事同盟案であつた。

次で平沼内閣は、翌年一月十九日次の如き主旨の妥協案を決定し、爾後主としてこの線に従つて、連綿たる商議が続いたのである。

1. ソ連を主なる對象とするが、状況に依り英佛等をも對象とすることがある。

2. 武力援助はソ連對象の場合にこれを行うこと勿論であるが、英佛等對象の場合にこれを行うや否や及びその程度は一に状況に依る。

3. 外部に対しては防共協定の延長なりと説明する。

然るに、「時局処理要綱」に基く日独伊樞軸強化の狙いは、以上の如き主としてソ連を対象とするものとは異り、主として米國を対象とするものであり、ソ連は将来これを我方の陣營に引き入れ、爲し得れば日独伊ソ四國同盟へと擴充することを意図したものであつた。従来、同盟の対象が米國は勿論、英佛に擴大せられることにも強く反射していた海軍が、これに同意したことは、一見驚くべきことである。これが鮮明は、爾後開戦に至る間の史実に依つて、自ら判明するであらう。

三、松岡スターマ一会談

「時局処理要綱」決定後、陸海軍の事務当局者は、独伊との政治的結末強化の具体策に就て、研究討議を重ねつつあつた。然しこの問題

0133

は、松岡外相の構想を中心とし、政府及び統帥部の首脳に依り、極秘裡に取り進められ、独伊との交渉は、九月に入り独逸政府の特使スターマーの来朝に伴い、急速に具体化した。

政府は、九月上旬数次に亘り、首相、外相、陸海相の四相会議を開き、外務省提案の「日独伊樞軸強化に関する件」を討議し、スターマー特使との折衝要領を決定した。この重大時機に吉田海相は九月三日狭心症の爲入院辭任し、及川古志郎海軍大將が海相に就任した。右決定の骨子は次の通りである。

一、皇国と独伊とは世界新秩序建設に対し共通の立場に在ることを確認し各目の生存圏の確立及経緯に対する支持及対英、対ソ、対米政策に關する協力に付相互に所望の了解を遂ぐ

三、現在日独伊各国が夫々直面し居る支那事変及歐洲戦争に關する相

互支持協力に關し右基本的了解と共に速かに所望の了解を遂ぐ

三、前二項の交渉は左記日独伊提携強化に對処する基礎要件を体して
行ふ、

一、皇國の大東亞新秩序建設の爲の生存圏に就て

一、独伊との交渉に於て皇國の大東亞新秩序建設の爲の生存圏として考慮すべき範圍は日滿支を根幹とし旧独領委任統治諸島、佛領印度支那及同太平洋洋島嶼、泰國、英領馬來、英領ボルネオ、蘭領東印度、ビルマ並に印度とす但し交渉上我方が提示する南洋地域はビルマ以東蘭印、ニューカレドニア以上とす尙印度は之を一應ソ連の生存圏内に置くを認むることあるべし

0135

ロ、蘭領東印度は独立態勢にあらしむるを目途とするも差当り我方の政治上經濟上の優越的地位を認めしむるものとす

ハ、佛領印度支那に關しても右に同じ

2. 日独伊三国の經濟協力に就て

イ、交易に關し皇國は日滿支三国の農林、水産物等を供給するの外支那、佛印、蘭印等の特殊礦産物及ゴム等の供給に付協力を與うべく独伊は皇國の必要とする技術の援助及航空機、機械類、化学製品等の供給を爲す

ロ、右目的の爲夫々經濟協定、貿易協定及支払協定を締結す

3. 日独伊三国の對ソ及對米協力に關する皇國の態度に就て

世界が東亞、ソ連、歐洲及米洲の四大分野に分るるを予見せら

るる戦後の新態勢に於て東亞の指導者を以て任ずる皇國は歐洲
の指導勢力たる独伊と密接に提携し

イ、ソ連を東西兩方面より牽制し且之を日独伊共通の立場に副う

如く利導して其の勢力圏の進出方面を日独伊三国の利害關係

に直接影響少き方面例えば波斯湾（場合に依りては印度方面

に對するソ連の進出を認むることあるべし）に向う方面に向

はしむる如く努むると共に

ロ、又米國に對しては力めて平和的手段を以てすべきも東亞及歐

洲分野の政治的經濟的提携に依り所望に應じ米國に對し壓迫

を加へ得るの態勢を以て構成し以て皇國の主張を貫徹するに

寄與せしめる如く策す

0137

右施策に際し努めてソ連を利導することを考慮す

々、対英米武力行使に關し皇國は左の諸項に依り自主的に決定す

イ、支那事変処理概ね終了せる場合に於ては内外諸般の情勢之を許す限り好機を捕捉し武力を行使す

ロ、支那事変の処理未だ終らざる場合に於ては原則として開戦に至らざる限度に於て施策するも内外諸般の情勢特に有利に進展するか若くは我準備の成否に拘らず国際情勢の推移最早猶余を許さずと認めらるる場合武力を行使す

ハ、内外諸般の情勢とは支那事変処理の状況の外歐洲情勢特に對ソ國交調整の状況米國の我に對する動向及我戰爭準備等の諸件を指すものとす

以上の決定に基き、松岡外相は九月七日東京に到着したスターマー
 特使と、九日及び十日の兩日会談し、次の如き諸點に付意見の一致を
 見た。

1. 日独伊は米國が歐洲戰爭及日支紛争に參戰せざらんことを希望す
 2. 独逸は其の對英戰に日本の介入を求めず
 3. 日独伊三国の毅然たる一致の態度に依りてのみ米國の行動を抑制
 することを得
 4. 三国条約には次でソ連邦をも加入せしむるものとし独逸は日ソの
 提携に就き斡旋す
 5. 独逸は東亞に於ける日米の衝突回避に努力す
- かくして、独伊との交渉は急速に具体化し九月十六日臨時閣議、同

0139

十九日御前會議が開催せられ、条約締結に関する廟議の決定を見るに至つた。

この頃、独逸の英本土に対する爆撃は激化し、外電は独軍の英本土上陸近きを報じ、英首相チャーチルは、九月十一日ラジオを通じ「来るべき一週間は、我々の歴史に於て最も重大な一週間とみなさるべきである」と国民に警告を発している。

三 御前會議に於ける討論

御前會議は、九月十九日宮中にて開催せられ、近衛首相、東条陸相、及川海相、松岡外相、河田藏相、星野企勳院統裁の各國務大臣、原樞密院議長、閣院官參謀総長、伏見宮軍令部総長、沢田參謀次長、近藤軍令部次長等が出席した。

0140

会議は午後三時より午後六時に亘り、主なる討議の概要は次の通り
一一五
である。

参謀総長

日独伊の提携強化が、支那事変処理に及ぼす影響如何

外務大臣

同盟締結の爲日本の立場を強くし有利ならしむる目的にて、独逸
側に対しては、支那事変は日本独力にて片付ける如く申述べある
も、本同盟成立の上は、軍に於て実施せられつつある日支直接の
和平交渉に即応する如く有利に独逸を利用し度き考なり。相当の
効果を期待し得るものと信す。

軍令部総長

0141

本同盟の成立に依り日ソ国交調整に寄與する程度如何

外務大臣

日ソ国交の調整には、独逸を仲介と致し度く、日ソ国交の調整は又独逸の利益となるを以て、彼は此の仲介をなすを希望しあり。尤もスターマー特使は、本件に關しては未だソ側と一切話合ひをしたことはないと申しあり。

只昨年独ソ不可侵条約締結の際、リツベントロツプ独外相がスターリンに對し、日ソ国交を将来如何にすべきやを尋ねたる時スターリンは、日本にして和を欲すれば我も和を欲し、日本にして戦いを欲すれば我も亦戦うべしと答へたことよりても、ソ側は日ソ国交の調整に十分着意ありと判断せられ、独逸側は何等の障礙

なく極めて手懸に此の調整が出来る様に考えあり。
又スターリン特使がソ連を通過することをソ側に秘することは不
可能であり、何等かモスコウに於てソ側と話し合いを致したので
はないかと疑い居る次第なり。何れにしても、日ソ国交調整
には独逸に斡旋せしむること相場の希望を繋ぎて可なりと考
えらる。

軍令部総長

本同盟の結成に依り、米英との貿易關係は一層悪化し、最悪の場
合は依存物資の取得愈々至難と認められ、又日米戦争は持久戦と
なる公算大なるか、支那事変に依る国力消耗の現状に鑑み、国力
持続の見透並に之が対策如何

0143

内閣総理大臣

新事態の発生に伴い、米英との貿易関係が一層悪化することは予想し得べく、最悪の場合には輸入物資の入手全面的に不可能なることもあるべし。我國の現状は主要なる軍需資材を米英に俟つこと多く、従つて相当の困難は免れざるべく、従来此の如き場合を慮し、国内の生産を擴充し、又貯藏に勉めたるに より、軍官民の消費統制を一層強化し、最も緊要なる方面に集中使用せば相当長きに亘り軍需に支障なく、又日米戦争に当りても、比較的長く軍需に應じ得べく相当長期の戦争に堪へ得るものと考へあり。

企劃院總裁

鋼材に就て

屑鉄を主要原料となしある關係上、米國が屑鉄を禁輸せば我國の製鋼能力は減少す。然れども、總理の説明の如く従来より行いたる生産擴充の施設あり、又屑鉄によらざる製鋼法もあり、相当多量の鋼材を生産し得べし。

本年度物動計畫は四五〇万吨を見込みあるも、米國の禁輸とならばオ一年度は四〇〇万吨となるべく、オ二年度は生産力擴充せられても在庫品の減少等により約四〇〇万吨となり、これに非常手段を加うれば概ね現在の儘となし得べし。

現在軍需としては、陸海軍の直接及間接の分をも加へ一四〇万吨、その他の民需四〇〇万吨にして、たとえ生産高四〇〇万吨に減少するも、民官需を壓迫するに於ては日支事變の継続は困難ならず。

他方物動の改訂と製鉄能力の向上を図れば、現在及び近き将来完成するものを合し、日滿を通じ鉄八〇〇万、鋼五四（五）〇万屯の生産高となるべし。目下他の生産擴充を急ぎある關係並に炭質の低下により、製鋼能力四〇〇万屯なるも、今後主力をこれに集中し現在の設備を十分に働かす時は、現在完成しある設備のみについても尙一二（三）〇万屯を増加し得べく、従つて日支事變に要する鋼材は固より、現在程度の軍需は永久に繼續し得べし。

銅に就て

銅の本年度生産計畫量は約二〇万屯なるも、銅鑛の禁輸の際は、才一年度十八万屯、才二年度十三（四）万屯となり、その後は漸次増加す。本年度国内需要は二〇万屯にして、陸海軍需は直接間

一二〇

接を合し十一万吨なるを以て、困難乍ら今日の軍需量を供給し得べし。

然れども銅は鋼材に比し困窮の程度大なり。他の代用品を研究し、又は凡有取得の方法を考究する必要あり。現に先般多額量を米國にて買付、既に出荷又は船積中乃至船積せんとしつつあり。

石油に就て

国内生産僅少なを以て、鉄及び非鉄金属に比し更に困難なり。陸海軍所要の分は夫々貯藏しあるものを使用するの外なく、非常な長期戦となれば固より困るが、貯藏は相当量あるを以て差支なかるべし。

特に最近迄最大の弱點たりし航空ガソリンは、オ一次、オ二次繰

0147

上輸入並に最近の特別輸入により、相当量を購入し得たるを以て、他に比し寧ろ有利の状況となれり、固より円ブロック内の生産及貯蔵を以て軍官民需を支ふる事は不可能なるに依り、結局は北樺太、蘭印等より確實なる取得の方法を講ずること必要なり

軍令部総長

対米戦争ともなれば、海軍がオ一線に立ちて働くこととなる。その際の石油軍需を貯蔵又は北樺太、蘭印等からの取得に期待しあるも、海軍の貯蔵にて長期戦は不可能なり。この長期戦に要する石油の補充を如何にするや承り度。

企劃院総裁

油の問題に就ては、前述の通りなり。相当の長期戦ともなれば、

北樺太、蘭印の石油取得が絶対必要なり。又独逸の斡旋により、ソ連又は歐洲方面より補充することも必要にして、要するに凡有方法手段を盡してなるべく多量の石油を取得するの外なし。

国内製油も大いに努力するの要あり。天然産油は年額四〇万屯なるも、人造石油は近時作業も進捗し、明年は年額三〇万屯を期待し得べく、現に計畫又は着手中のものを合すれば、相当量に達すべし。

要するに油に就ては、一面極力海外よりの取得を図り、且国内の生産を高むると共に、他面国内の消費節約に勉むるの外なし。

軍令部総長

石油問題に就ては、大体確かなる取得の見込なしと解して可なり

や。尙一言すべきは、ソ連よりの供給を待つことは、大なる期待を持ち得ず、結局蘭印より取得する外なく、これには平和的と武力的の二方法あるも、海軍は極力平和的方法を望む。

外務大臣

本同盟の交渉に方りても、油の獲得は最も留意したる所にして、米英の資本なるも和蘭の所有に属する蘭印の石油の獲得、並に將來日本に對する蘭印に於ける石油企業の許可等につき、和蘭本国を押しある独逸として、何をなし得るやをオット・スターマーに暫したる所、相当の骨折をなすべしとのことなり。

又スターマーの言に依れば、独逸が今回佛國に於て獲得した油量は、独逸が昨年九月より現在迄消費せし油の量の勝るとのことな

り。

又ソ連は忠実なる対独経済契約を履行しありて、英國の宣傳に拘
らず、ソ連より相当の油が独逸に送られつつあり、尙ルーマニヤ
よりも多量の油を得つつありて、独逸は油の心配なしとのことな
り。

實は本同盟の結果米国の禁輸を受くるは、日本の最も苦痛とする
所なるゆより、独逸の油の半分位を日本に割譲する様申込み置き
たる所、彼等は極力努力すべしと云へり。又北樺太の石油に就て
も、大部又は一部を日本に分譲し、又は日本の同地に於ける企業
を妨害せざる如く、ソ連に幹旋方依頼し置きたる所、日ソ国交調
整後はその問題は容易なるべしと述べ居れり。

0151

軍令部総長

蘭印の油の資本は英米のものにして、本国政府は英米に亡命しあり。故に和蘭本國を押へたりとて、独逸が蘭印の石油を自由にし得るや。外相の所見如何

外務大臣

困難なるべし。ダツチセルの株は英國のものであるが、会社は和蘭のものなる故、株の故を以て英米が交向を云い得るものにあらず。又在蘭印スタンダード会社の利権の如きは、同会社にて戦禍を恐れ日本に買却せんとしたることさへあり。爲し得れば買収すべきなり。

軍令部総長

若し米国の歐洲戦参加により、帝国の参戦を余儀なくせられる場合、於ても、其の開戦時機は自主的に之を決定するの要ある所、之に対する措置如何

外務大臣

日本が自働的に参戦の義務を有することは明白なるも、一体米國が参戦せるや否やを決定するは、三国の協議によることとなりあり。又陸海軍事委員会もあり、その時の事態に應ずる研究をなし、その結果を各國政府に上申し、政府が之を決定するものにして自主的決定なり。

樞密院議長

軍令部総長の御質問により、私の質問せんとせし所は明瞭となり

0153

たるも、本条約は米國を目標とする同盟条約にして、之を公表することにより米の參戰を阻止せんとする独伊の考えなり。米國は最近英國の代り東亞の番人を以て任じ、日本に対し壓迫を加へるも、尙日本を独伊側に加入せしめざらんが爲可なり手控へあるべし。然るにこの条約の発表により、日本の態度明白とならば、日本に対する壓迫を強化し、極力蔣介石を援助して日本の事變遂行を妨ぐべく、又独伊に対し宣戦しおらざる米國は、日本に対しても宣戦することなく經濟壓迫を加へ、日本に対し石油、鉄を禁輸すると共に日本より物資を購入せず、長期に亘り日本を疲弊戦争に堪えざるに至らしむる如く計るべしと考う。

企劃院總裁の説明によれば、凡有手段を盡して鉄、石油の取得を

計るとのことなるも、不確実なり。又外相の説明も急の箇に合はず、量も小量なり。石油をなくして戦争遂行不可能なり。蘭印の石油資本は英米にして、和蘭政府は英國に逃れ居る關係上、平和的手段にて蘭印より石油を獲得することは、不可能と考うるが政府の所見承り度。

外務大臣

樞府議長の御意見は尤もなるも、和蘭本國を押へある獨逸としては、蘭印に關しても亦相当重要を押しをきかし得べく、又國際關係の裏面は相当融通のきくものにして、これらの爲獨伊人を利用するを有利とす。伊太利に對する禁輸の際、又先年日本の國際關係脱退の際の如き、日本に武器賣込みを引受けんとするもの斷り

0155

きれぬ程ありたり。

今日本が支那の全部少くも半分を放棄すれば、或は一瞬米國と握手し得べけんも、将来決して対日壓迫は已むものならず。特に最近に迫りある大統領選挙は最も危険なり。野心家ルーズベルト大統領は、自己危しと見れば、その野心遂行の爲めは如何なることをも辭せざるべく、対日戦争、歐州戦争参加等を決行するやも知れず。兩大統領候補者共日本を賣むれば人氣あり、支那に於ける僅小の日米の衝突（武力的）は直に戦争に転化すべし。今や米國の対日感情は極端に悪化しありて、僅かの氣嫌取りては恢復するものならず、只々我れの毅然たる態度のみが戦争を避くるを得べし。勿論反米英の空騒ぎは嚴重に取締るべし。ヒット

一三一
ラーの考えも極力米國との戦争を避け、加之対英戦終了せば、極力米國と親善を図り度考えなり。米國には二千三百万の獨系市民ありて、重大なる後制を演ず。日本の米國に求むる所も、これと同様にして、日独は対米態度に於て同様なり。我國も機会を捉へて日米關係の改善を試むべく、獨伊系市民を利用することも考えらる。

企劃院總裁

先刻の説明は最悪中の最悪の場合を述べたるものなり。日米戦争起らぬ限り、米國の經濟壓迫のみにて我國の対支戦争繼續不可能となるが如きことなし。米國以外より相当取得し得べし。只航空ガソリンは米國のもの最良にして、我國では未だ高級ガソリン

0157

を製造し得ず。但し過般航空ガソリンを多量入手したるを以て先づ可なり、それ以外の石油は品管価格等に於て甲乙あるも、他方面より求め得べし。

米國と同時に他の諸國が対日禁輸を行うものとは考えられず。これら米國の対日經濟壓迫は、自己の腹を痛めずして日本を苦しめんとする急所を衝きあり、今後全面的の經濟壓迫ありとするも、我々取り最も痛き所は、既に実施せられあり、今更改めて困るに及ばざるべし。米國より只今も尙相当量の買込をなしあることは前述の通りなり。

又北樺太の石油は決して小量ならず、現在十万吨未滿なるも、これは彼の妨害によるものにして、現在の設備を以てしても尙數

一三三
十万吨を得べく、ソ働が取得しある四十万吨を合して七、八十万
屯となり、馬鹿にならぬ数量なり。

陸軍大臣

石油に關しては、陸軍に於ても海軍同様之を重視しあり。この問
題をおし進むれば結局蘭印の問題となるべし。本件に關しては、
組閣早々大本營政府の連絡會議に於て、時局処理要綱を定め、支
那事変を速かに解決すると共に、好機を捕捉して南方問題を解決
すべく、蘭印に關しては暫く外交的措置により重要資源の確保に
努め、又状況に依りては武力を行使することあるべき旨既に決定
しあり。決して此の方針に逆行しある次第にあらず。固より蘭印
資源の獲得は、平和的手段によるを望むも、又状況により武力行

使をも行う政府の方針は決定しあり。

樞密院議長

外相の方針を聴き、又陸相より対南方の方針既に決定しある旨を
承知し、結構と存す。

蘭印は石油資源を獲得する唯一の所なり。平和的手段によれば可
なるも、万一武力行使の際独伊に対し如何なる手を打ちありや。

外務大臣

相談を開始しあるも、本件は英開戦となり、一方的の要求とな
り、又双方の面目もあり、秘密の漏洩することもあり、独逸側は
報酬を求むることもあるべく、今後尙談合を進め度考えなり。

樞密院議長

蘭印に對し日本の自由手腕を揮うことを、此の際獨伊佛に認めしむること必要なり。

又外相の説明による陰微の攻撃の解釋につき、米國が新西蘭土又は濠洲等に根據地を借用し、日本包圍の状態を成形したる際、これを米國の對日攻撃と看做すこと決定しおくは、今日は未定なりや、此の點承り度。

外務大臣

米國の此の如き對日包圍陣の成形を防止することが本條約の目的なり。此の際毅然たる我國の態度のみが、よく米國の包圍策を封じ得るものなり。又万一此の包圍陣成形せられたる際、これを攻撃と看做すべきか否かは、兩統帥部長及び陸海軍大臣の御意見も

0161

あるべく、これはその時の情勢により決定すべきものにあらざる
か。

陸軍大臣

この間懸は、矢張り当時の形勢により決定するの外なし。

樞密院議長

米國は自負心強き國なり。従つて我國の毅然たる態度の表示が、
却つて反効の結果を促進することなきやとも考うるが如何

外務大臣

御尤もなるも、日本はスペインにあらず、極東に強大なる海軍力
を擁する強國なり。成る程米國は一時は硬化せんも、冷静に利害
を算計し、冷静なる態度に立ち歸るべしと考う。固より彼が益を

硬化して一層險悪なる状態となるか、彼が冷靜反省するかの公算は半々なるべし。

總理大臣

大凡御意見も盡された様に思います。夫々御意見の御開陳を願います。

參謀總長

只今迄の研究により、大本營陸軍部としましては、日独伊樞軸強化に關する政府の提案には同意であります。

尙支那事變処理に今後の國防施策上、對ソ國交の調整は極めて緊要でありますから、政府に於てはこの點に關し、更に一層の努力を仰注せられんことを切望する次第であります。

0163

軍令部総長

政府提案の日独伊軍事同盟締結の件、大本營海軍部としては同意致します。

但し此の際左記の希望事項を述べます。

1. 本同盟締結せらるるも、爲し得る限り日米開戦は之を回避する様施策の万全を期すること。

2. 南方発展は極力平和裡に之を行い、オ三国との無用の摩擦を起さしめざること。

3. 言論の指導統制を強化し、本同盟締結に關し恣なる論議を抑制し、且有害なる排英米言動を嚴に取締ること。

4. 海軍戦備及軍備の強化促進に關しては、曩に政府の所信が海軍

統帥部の意見と一致しあるを認めたるが、本件は特に重大なる
を以て更に本機会に於て、これが完遂に對し眞剣なる協力を望
み置くこと。

樞密院議長

現時の支那事変遂行並に國際情勢の推移に鑑み、已むを得ざる処
置として贊成す。将来幾多の困難發生すべく、米國の禁輸の如き
も樂觀するを許さず。又日米衝突は結局不可避のものとしても、
近き将来に於て之を招来するが如きことをなき様、十分の戒心を加
へられ、万津算なきことを希望して本件に同意を表します。

右討議の最後は於て、軍令部総長が大本營海軍部の要望事項として
陳述した内容は、當時に於ける複雑微妙な海軍の立場を、意味深長に

0165

物語つてゐる。海軍首脳部は、輿論の壓迫や陸軍との兼合、更には南進への傳統的魅力や無敵海軍としての国民及び海軍將兵に対する面子等諸種の事情により、日独伊同盟問題及び南方問題に対し、断乎たる反対も、積極的推進も、その何れにも屢せざる中途半端な態度を繰返しつつあつたのである。尤も海軍としては、三国同盟を結成し、又は武力南進政策を国策として掲げるならば、予算、資材及び人員等の割当取得に、陸軍との対抗上有利な政治上の立場を獲得出来るという狙いが、確かにひそんでいた。それが陸海軍対立の悲しむべき姿であつたのである。

四、条約の成立とその後の発展

日独伊三国条約は、その後九月二十六日、樞密院に対する諮詢を経

て、翌二十七日午後八時十五分、ベルリンに於て調印成立を見るに至つた。同夜九時十五分外務省は、条約成立に關する歴史的發表を行つた。

条約の全文は次の通りである。

日本国、独逸国及伊太利國間三國条約

大日本帝國政府、独逸國政府及伊太利國政府は万邦をして各其の所得しむるを以て恒久平和の先決要件なりと認めたるに依り大東亞及歐洲の地域に於て各其の地域に於ける当該民族の共存共榮の實を擧ぐるに足るべき新秩序を建設し且之を維持せんことを根本義となし右地域に於て此の趣旨に據れる努力に付相互に提携し且協力するものと決意せり而して三國政府は更に世界到る所に於て同様の努力を

0167

爲さんとする諸国に対し協力を容まざるものにして斯くして世界平和に對する三國終局の抱負を實現せんことを欲す依て日本國政府及逸國政府及伊太利國政府は左の通協定せり

オ 一 条

日本國は獨逸國及伊太利國の歐洲に於ける新秩序建設に關し指導的地位を認め且之を尊重す

オ 二 条

獨逸國及伊太利國は日本國の大東亞に於ける新秩序建設に關し指導的地位を認め且之を尊重す

オ 三 条

日本國、獨逸國及伊太利國は前記の方針に基く努力に付相互に協力

すべきことを約す更に三締約國中何れか一國が現に歐洲戦争又は日
支紛争に参入し居らざら一國に依て攻撃せられたるときは三國は有
らゆる政治的、經濟的及軍事的方法に依り相互に援助すべきことを
約す

オ 四 条

本条約実施の爲各日本國政府、独逸國政府及伊太利國政府に依り任
命せらるべき委員より成る混合専門委員会は遲滞なく開催せらるべ
きものとす

オ 五 条

日本國、独逸國及伊太利國は前記諸条項が三締約國の各々とソヴィ
エツト連邦との間に現存する政治的狀態に何等の影響をも及ぼさざ

るものなることを確認す

才 六 条

本条約は署名と同時に実施せらるべく実施の日より十年間有効とす
右期間満了前適當なる時期に於て締約國中の一國の要求に基き締約
國は本条約の更新に關し協議すべし

右と同時に、詔書が渙發せられ、且政府は近衛首相の名を以て内閣
告諭を發した。詔書は、条約の成立が、速かなる禍亂の戡定と平和の
克復に對する天皇の切なる軫念に基く旨を明かにし、内閣告諭は、条
約の趣旨が、大東亞の新秩序の建設と世界平和の克服とに在る旨を強
調した。

更に近衛首相は、翌二十八日、國民に對しラヂオを通じ、時局に關

する演説を行い、三国条約に關しては次の如く述べた。

一四五

活眼を開いて東亞と歐洲の現状を見れば、日独伊三国は、實に各々その持場に於て旧秩序打崩のため共通の努力を続けつつあるのであります。即ち独逸及伊太利は歐洲に於て新秩序を建設せんとしてゐるのであり、日本は大東亞の地域に於てアジア本来の姿に基く新秩序の建設を期しつつあるのであります。

抑も世界歴史の現段階に於て、直ちに世界を一単位とする組織の完成を期することは出来ないのであります。世界の諸民族が數箇の共存共榮圏を形成することは必然の勢であります。而して日本が東亞に於て、独逸、伊太利が歐洲に於て、此の共存共榮圏を指導すべき立場に立つ事は、歴史上より見るも、地理上より見るも、經濟上

0171

より見るも、これ亦必然の勢である。私はかかる必然の傾向を阻まんとする処に、歐洲に於ては才二次大戦の勃発を見、東亞に於ては準戦時的國際關係の緊張を示すに至つたものと思ふのであります。果して然らば、日本が獨伊に協力し、獨伊が日本に協力し、三國相寄り相助けて、場合によりては軍事同盟の威力をも發揮せんとするに至ること、これ亦必然の勢であります。

右の如き近衛首相の演説の内容は、國民をして、三國条約の眞の狙いが對米國交調整の伏線となすに在るといふ趣旨——それは終戦後發表せられた近衛公の手記に依り明かされた——を理解せしむるに困難であつた。然し、近衛首相を始めとする政府首腦が、當時の情勢に於ては、毅然たる態度のみが、米國に對し取るべき唯一の途であるとの信

念を持ち、三国条約に次でソ連を引入れて日本の立場を強化し、対米

一四七

国交を有利に導こうとする意図があつたことは事実である。

条約の論印に方りて、松岡外相とオットー駐日独大使との間に秘密の公文が交換せられ、独逸大使の書翰中には「日本国とソ連邦との関係に關しては独逸国は其の力の及ぶ限り友好的了解を増進するに努むべく且何時にても右目的の爲周旋の勞を執るべし」という注目すべき事項が含まれていた。

ソ連邦を三国同盟に同調せしめんとする政策は、最初主として独逸政府によつて交渉が進められ、昭和十五年十一月中旬ソ連外相モロトフの訪独によつて、具体的に取り上げられた。

モロトフ外相は伯林を訪問し、十一月十二日及び十三日、ヒットラ

0173

「總統及びリッペン、トロツキ外相と独ソ間の廣汎なる懸案に就て会談した。その際リッペン、トロツキは、今後に於ける交渉の基礎として、次の如き条約草案をモロトフに提示した。

三国同盟参加国独逸、伊太利、日本を一方としソ連邦を他方とする協定

三国同盟参加国独逸、伊太利、日本政府及びソ連政府は歐洲、アジア及びアフリカに於ける各國の自然的努力圏内に当該各国民の福祉向上に役立つ新秩序を確立しこの目標達成のための各國の共同的努力に礎乎たる基礎を興へる目的を以て次の諸条項を協定する。

オ 一 条

一九四〇年九月二十七日ベルリンで調印せられたる三国同盟に於て日独伊三国は大戦が世界的紛争とならざるようあらゆる手段を以て

戦争擴大を防止し早期世界平和の回復に努力する旨協定し三國は此の目的を同じうしこれが爲に努力せんとする世界各地の他國民との協力を嬉んでさらに擴大する意志を表明する

ソ連はここにソ連が三國同盟の目的に同調し政治的に三國と協力してこの目的達成のため努力する決意あることを宣言する。

オ 二 条

独伊日及びソ連は相互にその自然的勢力圏を尊重することを約す
これら各利益圏相互間の折衝の必要が生じた場合に限り四國は発生した問題に關し互に友好的に相互会談を開催する

独伊日はソ連の現所有地域範圍を承認しこれを尊重する旨宣言する

オ 三 条

独伊日及びソ連は以上四国中の一国に敵対して結成せられたる他の諸国間の結合協定には参加せず且これを支持せざることとを約す
四国はあらゆる経済問題に關し相互に援助し四国間に現存する協定を補強擴張する

第四條

本協定は調印と同時に効力を發生し爾後十年間有效とする四国政府は時機を見て協定期限満了前に協定期間延長問題に關し相互に會談すべきものとす

右に對し、ソ連政府はモロトフ外相歸國後の十一月十六日、次の如き条件附で独逸政府の提案に同意する旨を回答した。

1. 独逸軍はソ連の勢力圏たるフィンランドより即時撤退する。

ソ連はブルガリアと相互援助条約を締結し長期租借によりボスフ

オラス及びダーダネルの圏内の陸海軍基地を設定する

3. バツーム及びバクトの南方からベルシヤ湾に至る地域はソ連の領

土的希望の中心たることを確認する

4. 日本は北樺太に於ける石炭及び石油の採掘権を放棄する

かくして、独ソ間のバルカン及び近東方面に対する政策の根本的対立が露呈せらるるに至り、ソ連を三國同盟に同調せしむる政策は、独逸政府によつて一方的に放棄せられた。ヒットラーは、早くも昭和十五年十二月十八日、対ソ戦を決意して全軍に之を準備の秘密命令を下達したのである。

以上独逸政府の行動の詳細に關しては、日本政府に通告せられな

つた。勿論日本政府及大本營は、独逸がかくも早期に対ソ戦を決意していることを想像もしなかつたのである。

日本は三国条約の締結により、独伊が米國より攻擧せられたときは、あらゆる政治的、経済的及び軍事的方法により、独伊を援助すべき義務を負うに至つたのであるが、その援助義務発動の準備に關しては、固より、極めて冷淡であつた。軍事同盟である以上、最高統帥部としては、同盟の假想敵國に對する作戰計畫を整備して置くべきに、抑らず、陸軍統帥部は、当時その必要を感じていなかつた。又三国条約が四條の規定に基き、遲滞なく開催せらるべき等の混合専門委員会に關しても、その組織大綱が三国間に於て決定したのは、十二月二十日であり、各國委員の任命せられたのは翌昭和十六年二月乃至三月の頃で

0178

あつた。しかも混合専門委員会が、条約実施の具体的事項に關し、會議を開催したことは遂に一回もなかつた。即ち三国同盟は、主として政略的效果を狙つた一種の政治協定の域を出なかつたのである。

0179